

【御浜町不良空家除却補助金のご案内】

御浜町では、地域の防災、防犯等、周囲の環境に悪影響を及ぼす恐れのある空き家の除却を促進し、町民の安全・安心で良好な住環境の向上を図るため除却費用の一部を補助する制度を実施しています。

1. 補助の対象となる空き家

- ・概ね年間を通して使用されていない空き家
- ・専用住宅、併用住宅（2分の1以上が住宅として使用されていたもの）
- ・個人が所有する空き家
- ・空き家の不良度の評点が100以上（町担当者の現地調査による）
- ・他の助成金等の交付を受けていない（受ける予定がない）もの

2. 補助金の額

- ・除却工事費または国が定める標準除却費のいずれか少ない方の金額に10分の8を乗じた額で50万円が限度（※家財道具等の処分費は対象外）

3. 補助対象者（申請者）

- ・空き家の所有者または相続人、または左記の者より同意を得た者
- ・町税の滞納がないこと 等

4. 補助対象工事

- ・建設業法の許可（解体、土木、建築、とび・土工）等を受けた建設業者に請け負わせること
- ・補助対象となる空き家の敷地内にある全ての工作物を除却すること 等
（※補助金の交付を決定する前に、契約・工事着手したものは対象外）

（裏面手続フロー）

5. 手続きフロー

